

東浦町老人ホーム入所者生活補給金支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の入所者に対し、生活補給金を支給することにより、入所者の福祉の増進及び施設運営の円滑化を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 生活補給金は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定に基づいて、東浦町長が入所措置をした者で、次の各号のいずれにも該当するものに対して支給する。

- (1) 月の初日に入所している者
- (2) 支給日の属する月の前月の収入（各種年金、公務扶助料及びその他一切の収入を含む。）が7,500円未満の者

2 前項第2号の収入には次に掲げるものは除くものとする。

- (1) 老人保護措置費における入院患者日用品費（基準額及び地区別冬期加算）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）において収入として認定しないこととされている収入

(生活補給金の支給)

第3条 町長は、前項の規定による支給要件に該当する者に対し、次のとおり生活補給金を支給する。

- (1) 生活補給金の額は、1月につき7,500円から前月の収入（100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額。）を控除した額とする。
- (2) 生活補給金は、毎月支給する。

(資格調査)

第4条 老人ホームの長は、入所者についてあらかじめ収入状況等を調査し、支給要件に該当する者の発見に努めなければならない。

(支給の手続き)

第5条 老人ホームの長は、支給要件に該当する入所者が生活補給金の請求及び受領をしようとするときに、その者から委任状（様式第1）により請求及び受領に関する委任を受けるものとし、生活補給金受給資格調書（様式第2）及び請求書（様式第3）を町長に提出するものとする。

(支給の決定)

第6条 町長は、前項の規定に基づき請求があった場合は、支給要件を審査し、適当と認めるときは生活補給金を支給する。

(関係書類の整備)

第7条 老人ホームの長は、受給者名簿（様式第4）及び収入状況調書（様式第5）を作成し、生活補給金の支給状況及び受給者の収入状況を明らかにしておかなければならない。

(不正利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により生活補給金の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された生活補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(委託)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第1条関係）

委 任 状

施設所在地
施設名
職・氏名

上記の者を代理人と定め、老人ホーム入所者生活補給金の請求及び受領に関する権限を委任します。

年 月 日

東 浦 町 長

受給者 氏名

氏名

氏名

様式第2（第5条関係）

生活補給金受給資格調書

施設名 _____

通番	氏名	生年月日	年齢	前月收入額	受給額
計					

上記の者は、東浦町老人ホーム入所者生活補給金支給に関する要綱第2条に規定する支給要件を有することを証明します。

年 月 日

施設名
職氏名

様式第3（第5条関係）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月分老人ホーム入所者生活補給金

上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

東 浦 町 長

施設所在地
施設名
職・氏名

金融機関名	本支店名	口座種別	口座番号	ふりがな 口座名義
		普通 当座		

様式第4 (第7条関係)

受 給 者 名 簿

(年 月分)

通番	受給年月日	氏 名	受 給 額	備 考
計				

様式第5（第7条関係）

収 入 状 況 調 書

被措置者氏名 _____

生 年 月 日 _____

性 別 _____

措置開始年月日 _____

措置廃止年月日 _____

月別収入状況

	収入額	収入内訳	受給年月日	受給額	備考
4月	円			円	
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					